

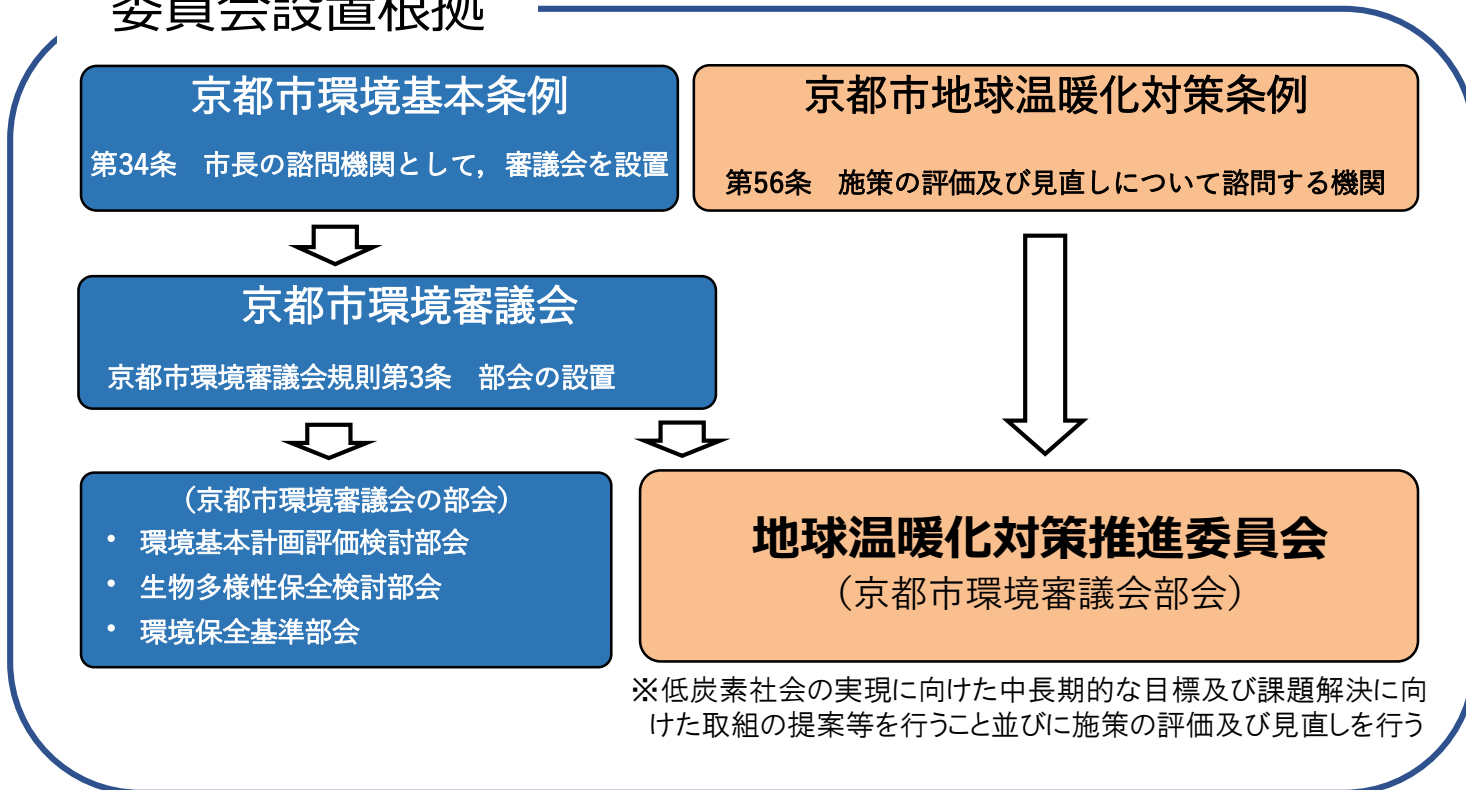
地球温暖化対策推進委員会について

地球温暖化対策推進委員会について

1 設置根拠

- (1) 京都市環境基本条例第34条に基づく京都市環境審議会の規則第3条に規定する審議会の部会
- (2) 京都市地球温暖化対策条例（以下「条例」という。）第56条に規定する施策の実施状況の評価及び見直しを行うために意見を聴くもの。

委員会設置根拠



2 委員会の設置目的等

設置目的

低炭素社会の実現に向けた中長期的な目標及び課題解決に向けた取組の提案等を行うこと並びに条例第56条の規定による施策の評価及び見直しを行うため設置する。

委員の選任

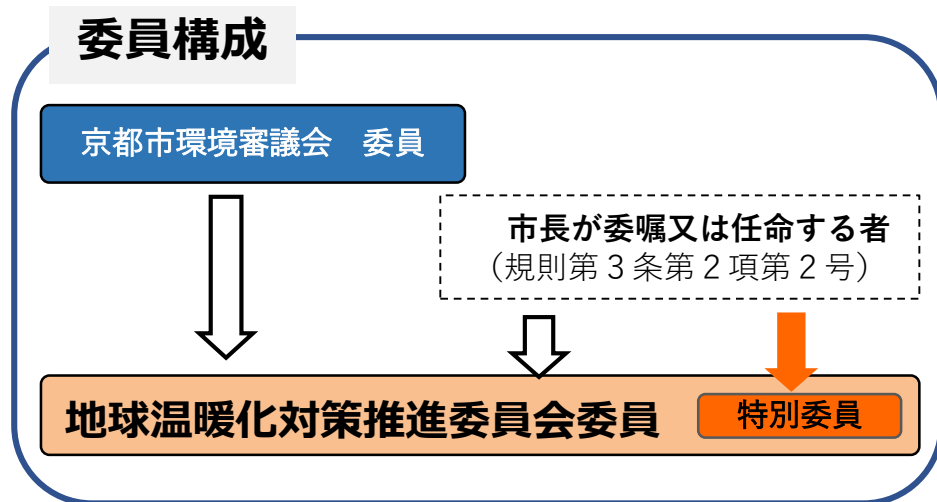
- ア 環境審議会会長が指名する環境審議会委員
- イ 市長が委嘱又は任命する委員
- ウ 市長が委嘱又は任命する特別委員

委員の任期

- ア 令和3年6月30日まで
- イ 委員は再任することができる。

委員会の運営

- ア 委員会は原則公開
- イ 会議録は、原則、会議終了2週間を目途に作成し、委員の確認を得た後に公表



3 ワーキンググループの設置

地球温暖化対策推進委員会設置要綱第8条に基づき、特別の事項を調査し、審議するため、委員会の下にワーキンググループを設置する。

	地球温暖化対策評価研究会		京都気候変動適応策の在り方研究会	
設置 目的等	条例に掲げる義務規定（事業者排出量削減計画書制度，建築物排出量削減計画制度等）の点検など地球温暖化対策の評価，及び温室効果ガス排出量削減シナリオの検討等		京都における適応策の在り方や施策の進め方及び，気候変動適応法で地方公共団体の努力義務とされている「地域気候変動適応センター」の確保等の検討（京都府と合同で開催）	
前期※ 委員 (◎は座長) ※第12次環境審議会 任期 (H29-31)	小杉 隆信◎	立命館大学政策科学部教授	市委員 山本 芳華	平安女学院大学国際観光学部 准教授
	鈴木 靖文	有限会社ひのでやエコライフ研究所 取締役	李 明香	立命館大学理工学部准教授
	田浦 健朗	特定非営利活動法人気候ネットワーク 事務局長	府委員 本庄 孝志	(公財) 地球環境産業技術研究機構 専務理事
			松原 斎樹	京都府立大学大学院 生命環境科学研究科 教授
			外部委員 酒井 敏	京都大学大学院 人間・環境学研究科教授
			白岩 立彦	京都大学大学院農学研究科 教授
			中北 英一◎	京都大学防災研究所 教授